

知的財産ガイドライン等の周知に向けて

～商工会議所が実施するセミナー等からの考察～

2020年12月23日
日本商工会議所

1. 商工会議所の知財普及への取組み①

知財に関する窓口相談、相談会の開催、専門家派遣【各地商工会議所】

- 商工会議所では、全国各地の商工会議所に設置された経営指導員（約5,200名）が窓口相談・巡回指導を実施し、伴走型で支援している。
- 人事・労務・財務などの経営相談のほか、知財を含めた専門的な相談においては、専門家派遣や相談会等を通じて、きめ細かな経営指導を展開している。



遠隔地にいる専門家と経営相談を実施【北見商工会議所（北海道）】

- 地元に知財に関する専門家が少ないことから、北海道知的総合支援窓口（INPIT）と同所およびオホーツク産学官センターが連携し、遠隔地にいる弁理士等とオンラインを通じて知財や権利関係等に関する相談にあたっている。
- 市内事業者を中心としてオホーツク管内事業者を対象に実施しており、相談の際は事業者と同所や同センターへ来所いただいている（相談は予約が必要で、相談料は無料）。

1. 商工会議所の知財普及への取組み②

②

技術契約に関するセミナーを開催【東京商工会議所（東京都）】

- 東京商工会議所は、「中小企業のための技術契約セミナー」を初級編、中級編、著作権・コンテンツ編と3回に分けて開催。それぞれ102名、106名、107名が参加した。
- セミナーでは、契約書作成実務における一般留意事項や、各技術契約（秘密保持契約、共同研究開発契約など）を締結する際のポイントについて解説を行った。

<参加者の声>

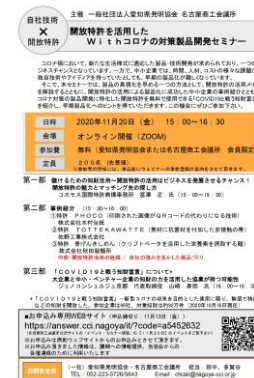
- ・ 技術契約書のポイントが整理されておりわかりやすかった。
- ・ 契約書の各条項の位置づけが良く分かった。
- ・ 内容が具体的で、実際の業務に当てはまる内容だった。
- ・ 講師の経験に基づく具体例が多く引用され、わかりやすい内容だった。
- ・ 中小企業やベンチャー主体の委託・オープンイノベーション事業における契約のあり方についても知りたい。



1. 商工会議所の知財普及への取組み③

他団体と連携して知財セミナーを開催【名古屋商工会議所（愛知県）】

- 名古屋商工会議所は、（一社）愛知県発明協会と共催で「開放特許を活用したWithコロナの対策製品開発セミナー」をオンラインで開催。
- 新たな生活様式に適応した製品・技術開発が求められる中、製品の具現化を早める一つの方法として、開放特許の活用メリットを解説するとともに、開放特許の活用による製品化に成功した中小企業の事例紹介を行った。



他団体と連携して知財セミナーを開催【町田商工会議所（東京都）】

- 町田商工会議所は、日本弁理士会関東会と共催で「Withコロナ時代で知的財産権を活用するために」セミナーをオンラインで開催。
- Withコロナの時代や町田市の産業における知財の活用方法や、営業秘密の保護などについて解説を行った。



1. 商工会議所の知財普及への取組み④

④

産業財産権専門官と協力し、中小企業向け知財セミナーを開催
【古川商工会議所（宮城県）、狭山商工会議所（埼玉県）、掛川商工会議所（静岡県）等】

- 各地商工会議所では、日本商工会議所と共催で、講師として特許庁産業財産権専門官を招き、知財の経営への活用事例や地域団体商標、営業秘密の管理、中小企業の特許料金半減制度等についてのセミナーを開催している。



オープンイノベーションの促進を支援【大阪商工会議所（大阪府）】

- 大阪商工会議所は、多数のプレイヤーが参画できる複数のオープンなプラットフォームを基盤とした新産業の創出を支援。
- 大阪工業大学と共同で運営するオープンイノベーション拠点「Xport」では、大企業、中小企業、スタートアップ、学生といった多様な主体が異業種交流を通じて新事業・新ビジネスを創出している。



都心型オープンイノベーション拠点「Xport」

1. 商工会議所の知財普及への取組み⑤

⑤

知財に関する連携協定を締結【宮古島商工会議所（沖縄県）】

- 宮古島商工会議所は、宮古島市、日本弁理士会と「知的財産の活用による産業振興のための協力に関する協定」を締結。
- 知的財産の保護と活用を連携して推進することで、さらなる地域の活性化と産業の進行の実現を目指す。



知財に関する連携協定を締結【富士宮商工会議所（静岡県）】

- 富士宮商工会議所は、富士宮市、日本弁理士会と「知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定」を締結。
- 市内事業者を対象とした知財活用セミナーや初等・中等教育における知財に関する出前授業などを行っている。



2. パートナースhip構築宣言について

1. 企業経営者による『パートナーシップ構築宣言』の策定・登録・企業名の公表

【概要】大企業と中小企業による「新たな共存共栄関係」の構築に向けて、取引先との「共存共栄」の取り組みや取引条件の「しわ寄せ」防止等を企業の代表者名で宣言し、専用ポータルサイトで公表

【目的】官民協力で、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化につなげ、Society5.0時代のわが国の「国際競争力」強化と、新型コロナウイルス克服後の未来を切り拓く

【実績】制度創設(6/10)から半年で全国700社以上の大企業・中堅企業・中小企業が宣言。その8割強が商工会議所の役員・議員等



<https://www.biz-partnership.jp>

2. パートナースhip構築宣言の項目

- ① サプライチェーン全体の共存共栄
- ② IT実装支援など規模・系列等を越えた新たな連携
- ③ 振興基準の遵守・取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正
 - ・価格決定方法 ・型管理などのコスト負担 ・手形などの支払い条件
 - ・知的財産・ノウハウの保護 ・働き方改革等に伴うしわ寄せ防止



知財専門の下請Gメン（知財Gメン）の創設・育成や、契約ひな形の作成などの対策が必要
(2020年2月 価値創造企業に関する賢人会議 中間報告)